

県北広域振興局長告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

令和3年9月17日

県北広域振興局長 高橋 進

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
二戸市石切所字枋ノ木地内（駅周8M-6号線）	167.80	8.00	令和3年8月11日
二戸市石切所字川原地内（駅周6M-54号線の一部）	28.00	6.00	〃

備考 関係図書は、県北広域振興局土木部二戸土木センター及び二戸市役所に備えておいて縦覧に供する。